

課 長	主 幹	給水担当主査	給 水 担 当	料金データ

## 水道メーター管理簡易受付書

受付日時	令和 年 月 日 ( )			
連絡者	氏 名		TEL	
メーター権利者名	住 所		TEL	
	氏 名		印	
メーター場所	狭山市			
メーター 概 要	メーター口径	メーター番号	専用栓番号	取外指針
	Φ mm	-	No.	( m <sup>3</sup> )
	Φ mm	-	No.	( m <sup>3</sup> )
	Φ mm	-	No.	( m <sup>3</sup> )
	Φ mm	-	No.	( m <sup>3</sup> )
	Φ mm	-	No.	( m <sup>3</sup> )
※専用栓番号のないメーターは権利がありません。また、土地建物の譲渡の場合は特に給水装置所有権変更届の提出がなければ給水装置の権利が変更されたとみなします				
管理内容	1. メーターは市に返却するが権利は残す。 2. メーターは市に返却し、権利も放棄する。 3. 増径等で権利を使用する。 4. メーター亡失・破損であるが権利は残す。 5. その他( )			
メーター取外し 工事事業者				
受 付 者	水道施設課		給水担当( )	
備 考				